

公安委員会 説明資料No. 1	「射撃の下限年齢の引下げ要望等を受けて考えられる措置」に対する意見の募集及び有識者ヒアリングの実施について	平成26年7月3日 保安課
--------------------	---	------------------

1 趣旨

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた射撃競技における競技力強化について、射撃競技団体等からの要望及び文部科学省からの検討要請を受けて、考えられる措置を取りまとめたことから、広く国民から意見を募集するとともに有識者からヒアリングを行うもの。

2 考えられる措置の内容

(1) 空気銃について

年少射撃資格認定制度の下限年齢を14歳から一定の年齢まで引き下げるとともに、年少射撃資格認定を受けた者が、練習射撃場に備え付けられた空気銃で射撃の練習ができるようにすることが考えられる。

下限年齢については、8歳、10歳、12歳等が考えられる。

(2) 装薬銃について

18歳未満の者を対象として、空気銃と同様に年少射撃資格認定制度等を設ける案と、装薬銃は空気銃に比べて危険性が高いことから、今回は空気銃についてのみ措置し、装薬銃については引き続き検討を行う案が考えられる。

3 意見の募集

平成26年7月4日(金)から平成26年7月17日(木)までの14日間

4 有識者ヒアリング

(1) 日程

平成26年7月11日(金)

(2) 出席者

- かつた たかし 勝田 隆 国立スポーツ科学センター副センター長・筑波大学客員教授
- こばやし かんどう 小林寛道 東京大学名誉教授(スポーツ科学)
- ふじわら しずお 藤原静雄 中央大学法科大学院教授(行政法)
- まえだ まさひで 前田雅英 首都大学東京法科大学院教授(刑事法)
- わくた かひろ 和久貴洋 (独)日本スポーツ振興センター情報・国際部部長

1 指定の確認の概要

平成26年5月9日に東京都公安委員会から、同年5月22日に大阪府公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 極東会（主たる事務所：東京都、代表する者：曹^{そう} 圭化^{けいか}、構成員：約860人）
- (2) 二代目東組（主たる事務所：大阪府、代表する者：滝^{たき}本^{もと} 博司^{ひろし}、構成員：約160人）

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日以降も、各団体の暴力団員は、各団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、多数の者が恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、各団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

3 今後の予定

- (1) 7月3日 国家公安委員会による確認
東京都及び大阪府の公安委員会へ確認結果通知書を送付
- (2) 7月14日 官報公示、極東会へ指定通知書を送達
- (3) 7月21日 極東会の指定の効力発生
- (4) 7月28日 官報公示、二代目東組へ指定通知書を送達
- (5) 8月4日 二代目東組の指定の効力発生

1 趣旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条の5第1項の規定により、下記の暴力追放運動推進センターについて、適格都道府県センターとして認定し、同法第32条の7の規定に基づき、その旨を公示するとともに、書面により通知するもの。

※ 平成25年1月30日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、申請のあった都道府県暴力追放運動推進センターについて6回目の認定を行うもの。

2 認定を受ける都道府県暴力追放運動推進センター

- (1) 公益財団法人北海道暴力追放センター
- (2) 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター
- (3) 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター
- (4) 公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議
- (5) 公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター
- (6) 公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センター
- (7) 公益財団法人長野県暴力追放県民センター
- (8) 公益財団法人福井県暴力追放センター
- (9) 公益財団法人暴力追放三重県民センター
- (10) 公益財団法人島根県暴力追放県民センター
- (11) 公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター
- (12) 公益財団法人暴力追放高知県民センター
- (13) 公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター

3 認定要件の適合性

認定を受けるためには、法第32条の5第3項各号に規定する要件に適合している必要があるところ、上記2の都道府県暴力追放運動推進センターは、いずれも

- 業務を適正に遂行するための体制及び業務規程を整備（1号要件）
 - 専門的知識経験を有する弁護士等を配置（2号要件）
 - 業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を確保（3号要件）
- しており、要件の全てに適合していると認められる。

1 概要

自動車安全運転センターの役員を選任及び解任は、国家公安委員会の認可が必要とされているところ、本年7月23日に常勤理事1名が任期（2年）満了となることから、当該理事の選任（再任）について、認可申請がなされたもの。

※ 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)

第20条 役員を選任及び解任は、国家公安委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 役員に選任（再任）しようとする者

理事（調査研究担当）

石川 博敏（いしかわ ひろとし） 64歳

【主な経歴】

- ・ 学歴：東京理科大学（工学機械工学部）卒業、東京農工大学（工学博士取得）
- ・ 職歴：（財）日本自動車研究所、米ジョージワシントン大学客員研究員、科学警察研究所（任期付職員）

3 常勤理事の所掌事務

センターの常勤理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行うこととされている（自動車安全運転センター定款第7条第2項。）。

なお、調査研究担当理事は、調査研究部の所掌する業務に関する事項に関して職員を指導監督するものとされている。

4 任期

(1) 現在の任期

平成24年7月24日から平成26年7月23日まで

(2) 選任（再任）後の任期

平成26年7月24日から平成28年7月23日まで

大阪府警は、本年6月25日、詐欺で被疑者5名を逮捕した。

1 被疑者

住居 (元：東京都品川区)
職業 (元：株式会社A 代表取締役)
氏名 () 42歳
ほか、A社の元役員ら4人

2 逮捕事案の概要

被疑者は、平成24年4月から6月までの間、A社が事業を行っておらず、大幅な債務超過であって期日に償還できる見込みがなく、その意思もないにもかかわらず、「グループ企業に投資する。期日に全額償還する。」など嘘の説明をし、同社の社債購入代金として、一般投資家から約400万円をだまし取ったもの。

3 捜査の経過概要

大阪府警は、本年6月4日、A社が無届けで自社債の募集を行っていたことから、金融商品取引法違反で被疑者5名を逮捕して捜査を進めたところ、同社が収益性のある事業を行っておらず、投資家から集めた資金が社債の借入金の利払いや役員報酬等に費消されて大幅な債務超過になっていたことなどが明らかとなったため、詐欺により被疑者5名を再逮捕したものの。

4 被害の全体像

A社では、平成23年9月から平成25年4月までの間、グループ企業への投資で全額償還するとの嘘の説明をして社債発行を繰り返し、一般投資家延べ約500名から総額約11億円を集めていた。

5 罪名・罰条

詐欺 刑法第246条第1項（10年以下の懲役）

1 報告状況

(1) 実施日等

平成26年6月25日（水）フランス・パリで開催されたFATF 6月会合において、第3次相互審査の不備事項の改善に係る進捗状況等について報告したものの。

(2) 出席省庁

財務省、警察庁、金融庁、法務省、外務省

2 結果概要

(1) 本年2月以降の我が国の進捗に対する評価

日本は、本年6月の全体会合までに顧客管理、テロリストの資産凍結、テロ行為に対する物質的支援の犯罪化、パレルモ条約の締結の関連4法案について「立法上の重要な進捗」を見せることが期待されていたが、未だ立法上の進捗は見られない。

(2) FATF全体会合の決定

FATF全体会合は、日本に対し、適切な取組を促す目的で別添のとおり声明を公表すること、及び次回の10月全体会合において進捗状況についての報告を求めることを決定した。

長崎県警察は、平成26年7月1日、贈収賄(加重)で被疑者7名を逮捕した。

1 被疑者

- (1) 収賄被疑者
 - 南島原市長(当時) (67歳)
 - 会社役員 (52歳)
- (2) 贈賄被疑者
 - 会社役員 (58歳) ほか4名

2 逮捕事実の概要

収賄被疑者は、共謀の上、贈賄被疑者から、平成24年6月、同年7月及び翌25年7月に南島原市が発注した公共工事4件の指名競争入札において、あらかじめ贈賄被疑者が指定した業者を指名するとともに、各工事の設計金額を贈賄被疑者に事前に教示したことへの謝礼として、平成24年8月上旬ころから翌25年9月下旬ころまでの間、前後3回にわたり、現金合計1千数百万円を収受したものの。

3 罪名及び罰条

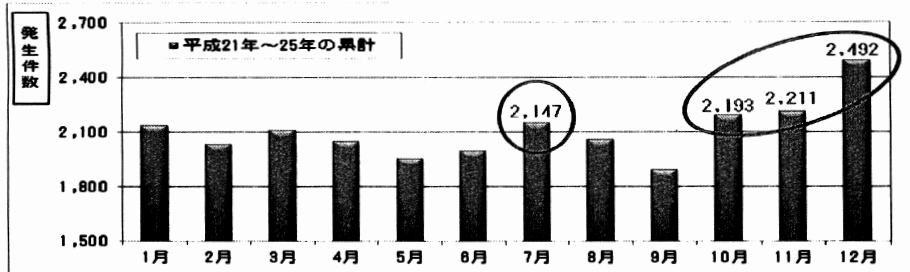
- (1) 収賄被疑者
 - 加重収賄(刑法第197条の3第2項)、共犯(刑法第60条、第65条第1項)
- (2) 贈賄被疑者
 - 贈賄(刑法第198条)、共犯(刑法第60条)

4 捜査の経緯

- (1) 平成26年5月20日、被疑者ら7名を官製談合防止法違反等で通常逮捕
- (2) 同 年6月10日、被疑者ら5名を官製談合防止法違反等で通常逮捕
- (3) 同 年7月1日、被疑者ら7名を贈収賄(加重)で通常逮捕(本件)

1 飲酒事故(原付以上第1当事者の飲酒運転による交通事故)の特徴(過去5年・平成21年～25年)

【図1 飲酒事故の月別発生件数】

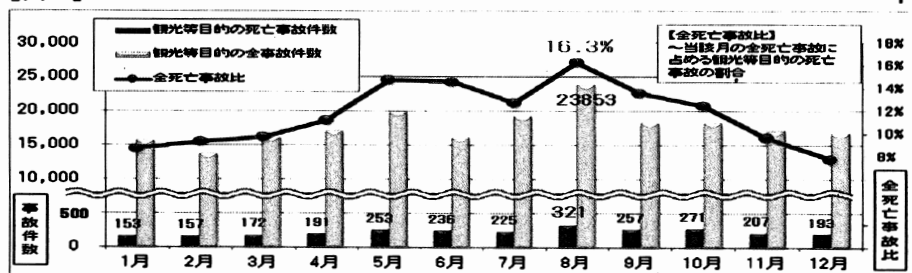


10～12月に次いで、7月に多発

《特徴》

- ・ 時間帯別・曜日別では、週末夜間から翌日未明にかけて多発(別添資料1-1)
- ・ 7月は「海の日」を含む三連休時期に多発(別添資料1-2)
- ・ 8月はお盆時期に多発(別添資料1-2)
- ・ 8月は全飲酒事故に占める死亡・重傷事故率が最高の19.1%(別添資料1-3)

2 観光等(観光・娯楽、ドライブ、帰省)目的(原付以上第1当事者)の交通事故の特徴(過去5年・平成21年～25年)



例年8月は、観光等目的事故が多発

《特徴》

- ・ 8月に発生した全死亡事故に占める観光等目的の死亡事故の割合は16.3%で月別で最も高い(図2)
- ・ 時間帯別・路線別では、14～17時台に国道で多発(別添資料2-1)
- ・ 高速道路等では、8月に発生した死亡事故に占める観光等目的事故の割合が33.3%で月別で最も高い(別添資料2-2)

3 対策

上記特徴を先行的に広報するとともに下記の取組を強化

(1) 飲酒事故の交通事故抑止対策

- ・ 飲酒が身体に及ぼす影響、飲酒運転の危険性に関する重点的広報の実施
- ・ 事業所等における飲酒運転防止の取組の積極的働きかけ
- ・ 分析に基づく事故の多い時間帯・場所を重点とした効果的な街頭活動・取締りの実施

(2) 観光等目的事故の交通事故抑止対策

- ・ 高速道路会社等関係機関・団体と連携した、無理のない旅行計画の策定、十分な休憩の確保等についての広報啓発の実施
- ・ 分析に基づく事故の多い時間帯・路線を重点としたパトカーの赤色灯点灯走行等街頭活動の実施